

プレコンセプションケアキャラクター公募及び活用による 普及啓発事業業務委託 仕様書

1 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

2 事業の目的

プレコンセプションケアは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組であるが、その認知度は十分とは言えず、県民にとって分かりにくい概念となっている。

このため、県民公募によりプレコンセプションケアのキャラクターデザインを募集し、親しみやすい視覚的シンボルを活用した普及啓発を実施する。

また、本事業ではキャラクターデザインの募集・選定を契機として、公募、県民投票、発表及び継続的な活用を通じて、県民がプレコンセプションケアについて知り、考える機会を創出することを目的とする。

特に高校生及び大学生など若年層への普及啓発を重点的に実施する。

3 委託業務内容

受託者は、次に掲げる業務について県と協議の上実施すること。

(1) キャラクター公募

ア キャラクター作成の基本方針・デザインコンセプト

本キャラクターは、プレコンセプションケアを身近に感じてもらい、健康づくりやライフデザインについて考えるきっかけを提供するためのシンボルとして活用する。

そのため、キャラクターデザインにあたっては、次の視点が重視されるよう配慮すること。

- ・ 親しみやすく、性別問わず、幅広い世代に受け入れられること
- ・ 若い世代が興味・関心を持ちやすいこと
- ・ 健康、自分らしい生き方、未来への希望を感じられること
- ・ 性別やライフスタイル、価値観の多様性に配慮していること
- ・ プレコンセプションケアの概念が伝えられること
- ・ SNS、印刷物、動画、グッズ等への展開がしやすいこと

イ 募集要項の作成

キャラクター公募に係る募集要項を作成すること。

募集要項には次の内容を含むこと。

- ・ 募集趣旨
- ・ 応募資格
- ・ 応募方法
- ・ 募集期間
- ・ 作品規格
- ・ 審査方法
- ・ 結果発表、表彰
- ・ 著作権の取扱い
- ・ 採用作品の権利帰属

- ・ その他必要事項
- なお、募集要項は県と協議の上決定する。

ウ 応募受付

応募受付用フォームを作成し、応募作品の受付及び管理を行うこと。
応募作品については一覧化し、県へ提出すること。

エ 問合せ対応

応募者からの問い合わせ対応を行うこと。

(2) 募集広報

ア 募集チラシの作成及び発送

キャラクター募集を周知するためのチラシを作成し、発送すること。

【仕様（予定）】

- ・ A4判
- ・ フルカラー
- ・ 片面印刷
- ・ 1,350部

発送先は県内高等学校等43箇所を想定する。

イ SNS広告

Instagram 広告を実施すること。

広告内容は単なる募集告知ではなく、プレコンセプションケアの普及啓発につながる内容とすること。

【配信規模（目安）】

- ・ 表示回数 560,000回程度
- ・ 配信対象は高校生、大学生等の若年層を中心とする。

また、広告配信に使用するクリエイティブを2案以上作成すること。

作成したクリエイティブは、県ホームページ及びSNS等において活用可能なデータとして納品すること。

ウ 広報支援

県ホームページ、県公式SNS、報道機関等を活用した周知に必要な画像データ、広報素材等を作成すること。

(3) 審査及び県民投票

応募作品について、二段階による審査を実施すること。

ア 一次審査

応募作品の中から、県が指定する審査員による審査を実施し、県民投票の対象となる候補作品を選定する。

受託者は、審査資料の作成、作品整理、集計等の支援を行うこと。

イ 二次審査（県民投票）

一次審査で選定された候補作品について、県民投票を実施すること。

受託者は次の業務を行うこと。

- ・投票フォーム作成
- ・投票受付
- ・投票データ管理
- ・投票結果集計
- ・投票結果報告書作成

なお、投票方法、投票期間及び候補作品数については県と協議の上決定するものとする。

(4) 採用作品のデータ化及び活用素材作成

県民公募により採用されたキャラクターデザインについて、県が継続的な普及啓発活動に活用できるよう、デザイン調整及び各種活用素材の作成を行うこと。

受託者は、採用作品の趣旨、デザイン性及び作成者の意図を尊重しつつ、各種媒体で活用しやすいデザインデータとして整備すること。

また、採用されたキャラクターデザインを基に、県と協議の上、プレコンセプションケアの普及啓発に活用するロゴマークを作成すること。

ア キャラクターデータの作成

採用されたキャラクターデザインについて、県が各種広報媒体で活用できるようデータ化を行うこと。

成果物には次の内容を含むこと。

【基本デザイン】

- ・基本ポーズ 1点
- ・カラー版
- ・モノクロ版
- ・背景透過版

【展開ポーズ】

- ・キャラクターを活用した継続的な普及啓発を行うため、感情表現や動きのあるポーズを10点以上作成すること。

なお、ポーズにはプレコンセプションケアの普及啓発に活用できるものを含めること。

(例) あいさつ、笑顔、喜ぶ、応援する、説明する、考える、悩む、
 お願いする、ハート、健診、受診、食事、運動、睡眠、
 その他県が指定するもの

イ ロゴマークデータの作成

採用されたキャラクターデザインを基に、プレコンセプションケアの普及啓発に活用するロゴマークを作成すること。

ただし、採用作品にロゴマークが含まれ、県が当該ロゴマークを活用することが適当と認める場合は、県と協議の上、当該ロゴマークを使用することができるものとする。

成果物には次の内容を含むこと。

- ・ロゴマーク 1点
- ・カラー版
- ・モノクロ版
- ・背景透過版

ウ 納品データ形式

次の形式で納品すること。

- ・Adobe Illustrator 形式 (.ai)
- ・PNG 形式

- ・ JPEG 形式
- ・ PDF 形式
- ・ その他県が必要と認める形式

(5) 受賞者対応

受賞作品の表彰に必要な賞品及び表彰状及び賞状筒を調達すること。

受賞区分は次のとおりとする。

- ・ 最優秀賞 1 点（賞品 5 万円相当）
- ・ 優秀賞 3 点（賞品 5 千円相当／点）

表彰状はA 3 判とし、賞品、表彰状及び賞状筒の内容については県と協議の上決定するものとする。

(6) 啓発資料作成

キャラクター及びロゴマークを活用したプレコンセプションケア啓発資料を作成すること。

ア 印刷物

【仕様（予定）】

- ・ A 4 判
- ・ フルカラー
- ・ 両面印刷
- ・ 2, 0 0 0 部

内容及びデザインについては県と協議の上決定する。

イ 電子データ

県ホームページ、市町村ホームページ、電子母子手帳、SNS 等で活用できる電子データを作成すること。

ウ 作成内容

プレコンセプションケアの概要及び重要性を分かりやすく周知できる内容とすること。

また、キャラクター及びロゴマークを効果的に活用し、若年層にも親しみやすいデザインとすること。

(7) WEB 広告

キャラクター決定後、キャラクターを活用したプレコンセプションケア普及啓発広告を実施すること。

ア Instagram 広告

- ・ 表示回数 4 9 0, 0 0 0 回程度

イ YouTube 広告

- ・ 表示回数 1 9 4, 0 0 0 回程度

ウ 広告内容

広告内容については県と協議の上決定すること。

キャラクターの認知拡大だけではなく、プレコンセプションケアに関する理解促進につながる内容とすること。

広告配信に使用するクリエイティブは2 案以上作成すること。

エ 実施報告

広告配信終了後、表示回数、クリック数その他広告実績が分かる資料を提出すること。

(8) 広報物作成

キャラクターを活用した広報物を作成すること。

広報物は、エポキシ樹脂を使用した立体形状のシールとする。

【仕様（予定）】

- ・ 200シート程度
- ・ 台紙付き
- ・ シールサイズは横9センチメートル×縦14センチメートル程度
- ・ シール及び台紙のデザイン制作を含む
- ・ 1シートごとにOPP袋へ封入
- ・ 仕分けは行わず、県が指定する1か所へ納品すること（送料を含む）

なお、なお、シールの詳細なデザイン、形状及び仕様については、県と協議の上決定するものとする。

4 成果物

受託者は業務完了時に次の成果物を提出すること。

- ・ 業務報告書
- ・ 募集要項
- ・ 募集チラシデータ
- ・ 応募作品一覧
- ・ 審査資料
- ・ 投票結果報告書
- ・ キャラクターデータ一式
- ・ ロゴマークデータ一式
- ・ 啓発資料データ
- ・ 広報物データ
- ・ WEB広告実施報告書
- ・ 表彰状データ
- ・ 編集可能な元データ一式

電子データについては、PDFデータ及び編集可能な元データを納品すること。

5 計画書及び報告書の提出

（1）業務計画書

契約締結後速やかに、次の内容を記載した業務計画書を提出すること。

- ・ 実施方針
- ・ 実施体制
- ・ 業務スケジュール
- ・ 業務実施方法

（2）業務の進捗報告

県は必要に応じて受託者へ業務の進捗状況等の報告を求めることができる。

（3）実績報告書

業務完了後、実績報告書を提出すること。

6 成果物の帰属

本業務により制作された成果物の所有権、著作権その他一切の権利は山梨県に帰属するものとする。

受託者は成果物に係る著作権人格権を行使しないものとする。

また、県は成果物を自由に使用、編集、加工、複製及び二次利用できるものとする。

7 個人情報の取扱い

個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成 15

年法律第 57 号)」の趣旨を踏まえ、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 受託者の責務

受託者は、本委託業務により得た一切の情報について、業務以外の目的に使用し、第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間終了後においても同様とする。

9 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり県と十分協議し、その指示を受けること。
- (2) 本業務の実施に必要な一切の経費は委託料に含むものとする。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書の内容について、事業のより適切な運営に資すると認められる場合は、県と受託者の双方協議の上、変更することができる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上決定する。